

<返戻金制度について>

許可番号 34-ユ-300674

株式会社モアーモモ

当社は、下記のとおり、返戻金制度を設けております。

記

- ① 当社の職業紹介により入社した求職者（被紹介者）において、一身上の都合又は自己の責めに帰すべき事由により退職に至った場合、受領した紹介手数料の一部を以下の期間及び割合に定める金額を求人者へ返金致します。
- ・雇用契約後、雇用開始日以前に辞退（退職）した場合、紹介手数料の100%
 - ・雇用開始日後30日未満に退職した場合、紹介手数料の100%
 - ・雇用開始日後30日以上、90日未満に退職した場合、紹介手数料の50%
 - ・雇用開始日後90日以上、120日未満に退職した場合、紹介手数料の30%
 - ・雇用開始日後120日以上、180日以下に退職した場合、紹介手数料の10%

但し、退社等が、求人者の求職者（被紹介者）に対する処遇その他の労働条件が採用決定時の労働契約の内容と著しく異なることに起因する場合、または求人者の求職者（被紹介者）に対する法令違反行為に起因する場合は返金の対象外となります。

- ② 当社の職業紹介により入社した求職者（被紹介者）において、学校卒業見込者を対象とした場合に求職者（被紹介者）において帰責性があると認められる場合、当社は求人者から支払いを受けた紹介手数料の100%を返金します。

上記いずれにつきましても、派遣先で就業中の派遣労働者を紹介することにより発生した紹介手数料や紹介予定派遣により発生した紹介手数料については、この返戻金制度は適用しません。また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをすることがあります。

以上